

津高技第 755 号
平成28年2月3日

委託訓練受託事業者
代表者 (A) 様

三重県立津高等技術学校長

職業訓練受講給付金における特定個人情報の取扱いについて

平素は本県職業能力開発行政の推進について御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長補佐並びに同省職業能力開発局能力開発課訓練企画室長補佐より、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係者への周知を図るとともに職業訓練受講給付金における特定個人情報の取扱いに当たっては、遺漏の無いよう、適切な対応をお願いいたします。

1. 添付書類

- 別添 1 職業訓練受講給付金における特定個人情報の取扱いについて
- 別添 2 周知用リーフレット

事務担当 三重県立津高等技術学校
委託訓練担当 杉本
電 話 059-234-7758
F A X 059-234-3668
E-mail sugimd00@pref.mie.jp

事 務 連 絡

平成 28 年 2 月 1 日

都道府県等職業能力開発主管課（室）長 殿

厚 生 労 働 省

職業安定局総務課訓練受講者支援室長補佐

職業能力開発局能力開発課訓練企画室長補佐

職業訓練受講給付金における特定個人情報の取扱いについて

公的職業訓練の実施については、日頃から種々御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）に基づき、平成 28 年 1 月以降公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）において、職業訓練受講給付金給付金（以下「給付金」という。）の支給を受ける者から当該者の個人番号（以下「マイナンバー」という。）について提供を求めることとされており、平成 28 年 1 月以降職業訓練受講給付金支給申請書（以下「申請書」という。）にマイナンバーを記載する欄が設けられることとなっております。

マイナンバー法第 20 条では、何人もマイナンバー法に定められた場合を除きマイナンバーを収集し、保管してはならないこととされておりますが、公共職業能力開発施設（委託先の民間教育訓練機関等を含む。以下同じ。）は給付金に関してマイナンバーを収集できる者として定められておりません。

このため、公共職業能力開発施設に対し、申請書のマイナンバー記載欄については、申請者がハローワークに給付金を支給申請する際に記載すること、公共職業能力開発施設が受講証明時に給付金の支給を受ける者にマイナンバーを提供させてはならないこと及び申請者が申請書にマイナンバーを記載して持参し、当該申請書を公共職業能力開発施設が一時的に保管する場合又は受講証明の控えとして公共職業能力開発施設が保管する場合は、マイナンバー記載欄を判別できない方法で直ちにマスキングすることへの周知に御協力いただきたく、特段の御配慮をお願いいたします。

また、当該周知を円滑に行っていただくため、別添のとおり周知用リーフレッ

トを作成いたしましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、ハローワークから申請者に対して、ハローワークで給付金の支給申請を行う際に申請書にマイナンバーを記載すること及び申請書の提出にあたり公共職業能力開発施設にマイナンバーを提供する必要はない旨について、ハローワークで申請書を交付されるに際して説明していることを申し添えます。

(照会先) 職業安定局総務課訓練受講者支援室

訓練受講者支援係 (5273)

職業能力開発局能力開発課訓練企画室

地域高度人材育成係 (5926)

(職業訓練受講給付金の受講証明を行っていただく訓練実施機関の皆さまへ)

職業訓練受講給付金支給申請書におけるマイナンバーの取扱いにご注意ください

●平成28年1月から、ハローワークでのマイナンバー収集が始まりました

- ◆マイナンバー法（*）の施行により、特定の行政機関においてマイナンバーの収集が始まりました。
* 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- ◆ハローワークにおいても特定の分野でマイナンバーの収集を行います。
- ◆職業訓練受講給付金を受給される方のマイナンバーも収集対象となっております。
- ◆これにともない、職業訓練受講給付金支給申請書の様式が変更されました。

◆職業訓練受講給付金支給申請書

様式第3号(第17条関係)(表面)	
職業訓練受講給付金支給申請書	
①申請番号	
フリガナ	
②氏名	
③生年月日	昭和・平成 年 月 日 満()歳
④住所	〒
⑤個人番号	
⑥訓練番号	



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成28年1月以降、マイナンバーの記載欄が設けられました。

●マイナンバーについては、厳格な取扱いが定められています

- ◆マイナンバーは、マイナンバー法により収集できる者が限定されており、定められた者以外はマイナンバーを収集することができません。
- ◆訓練実施機関は、職業訓練受講給付金の手続に対してマイナンバーを収集・保管できると定められておりません。
- ◆訓練実施機関では、職業訓練受講給付金の受給を希望する方の職業訓練受講給付金支給申請書に受講証明をしていただいておりますが、マイナンバーを書き写したり、証明内容の控えとして、マイナンバーの記載された職業訓練受講給付金支給申請書のコピーをとった場合、マイナンバーを収集したことになり、違法となります。

●訓練実施機関の皆さまにおかれましては、以下の点にご留意ください

- ◆職業訓練受講給付金支給申請書にマイナンバーを記載するのは、申請書を提出する方がハローワークに給付金を支給申請を行う際に記載すればよく、受講証明を行っていただく際にはマイナンバーは不要であるため、申請書を提出した方に対してマイナンバーを尋ねたり、マイナンバー記載欄へマイナンバーの記載を求めないでください。
- ◆既にマイナンバーが記載された職業訓練受講給付金支給申請書の受講証明を行う必要がある場合は、マイナンバーを見ることは問題ありませんが、マイナンバーを書き写したり、コピーをとったりすることはできません。管理上、受講証明内容の控えとしてコピーをとる場合は、マイナンバーの部分を復元できない程度にマスキングする又は削除するなどマイナンバーを収集することとならないよう細心の注意を払っていただくようお願いします。

【マイナンバー制度関係資料】

- 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- 内閣官房ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 個人情報保護委員会ホームページ
<http://www.ppc.go.jp/>

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

◆電話番号：0120-95-0178（無料）

※一部IP電話などでつながらない場合（有料）

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

◆受付時間：平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く）